

申 請

水 振 第 5 2 5 号

平成 27 年 11 月 20 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

岩手県知事 達増 拓也

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 27 年 9 月 30 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されるすずき
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

(別紙)

1 解除を申請する理由

出荷制限が指示された海域（以下「対象海域」という。）において、宮城県がすずきの放射性セシウム濃度を計画的に検査してきたところ、出荷制限指示後に 190Bq/kg が検出された平成 26 年 7 月 29 日以降、平成 26 年 7 月 30 日から平成 27 年 10 月 13 日までに採取した 166 検体のすずきについては、放射性セシウムの値は平均で 4.5Bq/kg であり、基準値を超えるものは全く出ておらず、多くの検体が低い水準で推移している（表 1、図 1、図 2、図 3、図 4）。

以上のことから、今後も基準値を超えるすずきが出荷される可能性はないと考えられることから、すずきに係る出荷制限を解除することとしたい。

2 出荷制限を解除する範囲

最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されるすずき。

3 解除後の出荷管理計画

(1) 出荷者の対策

県は、市町村と連携して、卸売市場及び買受人に対し、対象海域で漁獲されたすずきの水揚量及び販売先等の記録を管理し、流通先の確認が可能となるよう指導する。

(2) 出荷状況の把握

県は、市町村と連携して、対象海域で漁獲されたすずきの出荷状況を漁業者団体及び卸売市場を通じて定期的に確認する。

(3) 卸売市場等出荷先への情報提供及び確認

県は、市町村と連携して、卸売市場を巡回し、対象海域で漁獲されたすずきの水揚及び出荷の状況、記録の確認を行う。

(4) モニタリング調査により規制値を超える結果が判明した場合の対応

県は、対象海域で漁獲されたすずきから基準値を超える値が検出された場合は、速やかに対象海域で漁獲したすずきの水揚げ自粛を関係事業者等に要請するとともに、出荷されたすずきの回収を指導する。

4 解除後のすずきの検査計画

対象海域から大船渡魚市場へ水揚げされたすずきについては、原則週 1 回以上、精密検査を実施する。

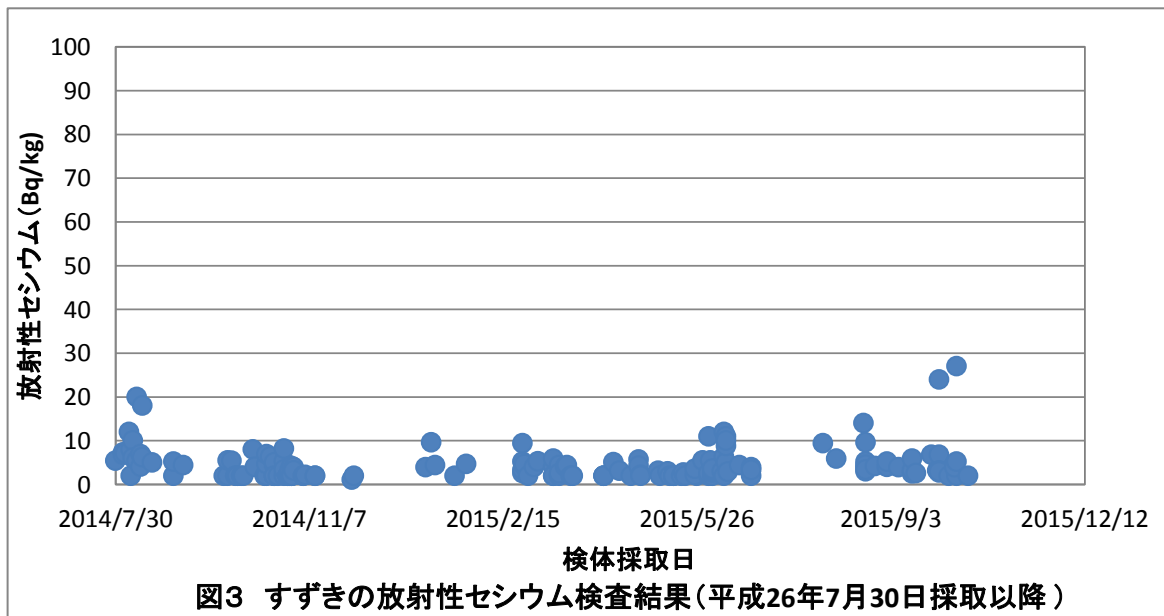
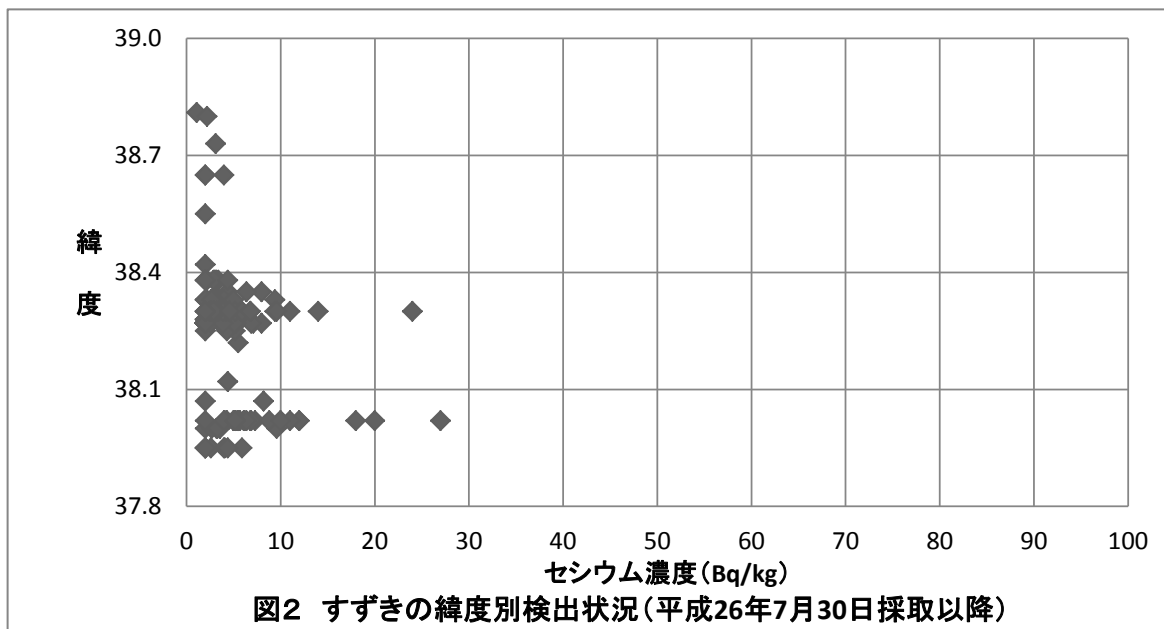
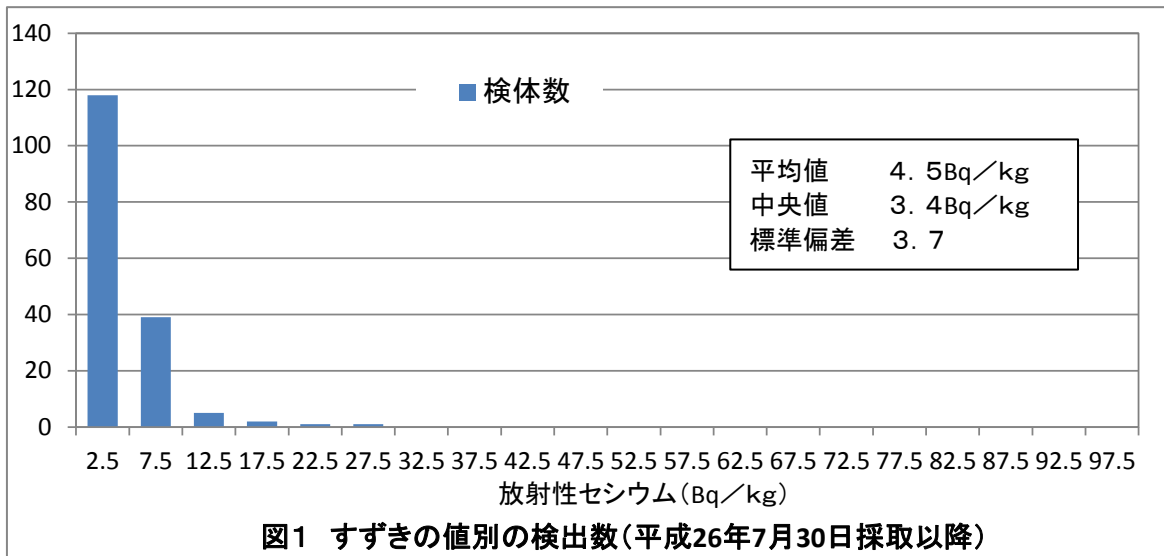
表1 宮城県におけるすずきの検査結果

連絡会議自粛(3月30日:③、④)

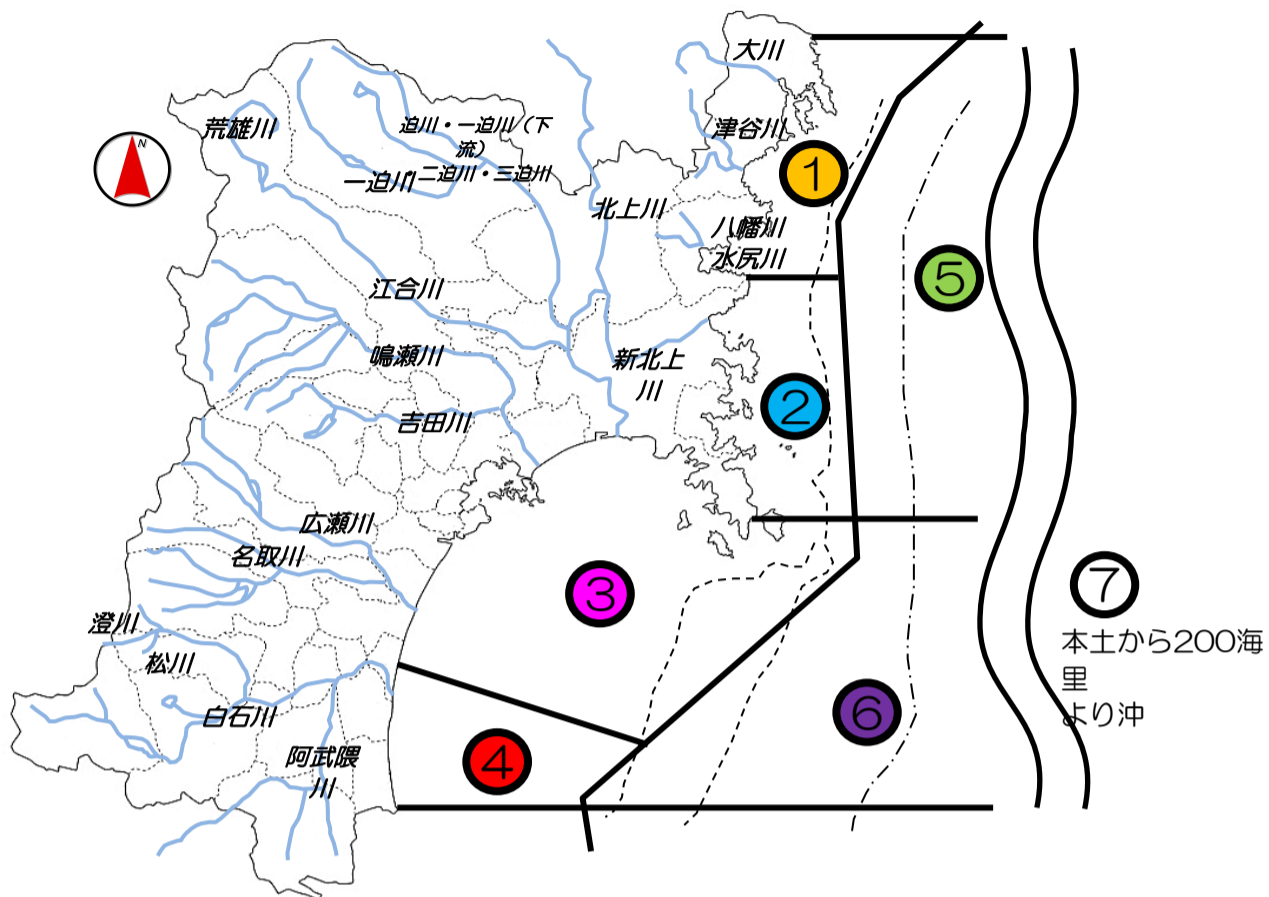
県自粛要請(4月10日:③、④、10月16日:①、②、⑤)

国出荷制限指示(4月12日:③、④、⑥、10月25日:①、②、⑤)

海域	採取日	公表日	Bq/kg	会議自粛	海域区分(図4参照)						
					①	②	③	④	⑤	⑥	
亘理吉田地先	H24/4/2	H24/4/11	97	会議自粛				○			
東松島市浜市沖	H24/4/2	H24/4/11	81					○			
名取市関上沖	H24/4/3	H24/4/11	69					○			
岩沼市二の倉沖	H24/4/5	H24/4/11	140		県要請				●		
松島湾	H24/4/9	H24/4/13	87						○		
東松島市浜市沖	H24/4/9	H24/4/13	82						○		
山元沖	H24/4/9	H24/4/13	100						○		
亘理吉田地先	H24/4/8	H24/4/13	250		国指示				●		
名取市関上沖	H24/4/9	H24/4/18	59						○		
松島湾	H24/4/13	H24/4/25	59						○		
東松島市浜市沖	H24/4/16	H24/4/20	42					○			
名取市関上沖	H24/4/16	H24/4/25	66					○			
名取市関上沖	H24/4/17	H24/4/25	77					○			
亘理町吉田沖	H24/4/18	H24/4/20	160					●			
名取関上沖	H24/4/21	H24/4/27	65					○			
仙台湾	H24/4/21	H24/5/2	57					○			
東松島市浜市沖	H24/4/24	H24/5/2	47					○			
亘理吉田沖	H24/4/24	H24/5/2	64				○				
松島湾	H24/4/25	H24/5/2	49				○				
岩沼市二の倉沖	H24/4/26	H24/5/14	570				●				
気仙沼市大島沖	H24/4/29	H24/5/9	不検出		○						
気仙沼市唐桑沖	H24/5/1	H24/5/9	27		○						
岩沼市二の倉沖	H24/5/2	H24/5/11	82				○				
気仙沼市唐桑沖	H24/5/6	H24/5/11	35		○						
東松島市浜市沖	H24/5/7	H24/5/11	89				○				
仙台湾	H24/5/8	H24/5/23	55				○				
岩沼市二の倉沖	H24/5/11	H24/5/18	85				○				
金華山～江の島沖	H24/5/12	H24/5/18	47			○					
東松島市浜市沖	H24/5/14	H24/5/18	41				○				
仙台湾	H24/5/14	H24/5/23	30				○				
岩沼市二の倉沖	H24/5/15	H24/5/18	150				●				
気仙沼市大島沖	H24/5/17	H24/5/23	19		○						
仙台湾	H24/5/18	H24/5/25	74				○				
松島湾	H24/5/20	H24/5/25	70				○				
岩沼市二の倉沖	H24/5/21	H24/5/25	340				●				
名取関上沖	H24/5/21	H24/5/30	37				○				
東松島市浜市沖	H24/5/22	H24/5/30	42				○				
鮎川～金華山沖	H24/5/24	H24/5/30	36			○					
唐桑御崎沖	H24/5/25	H24/6/1	13		○						
東松島市浜市沖	H24/5/28	H24/6/1	54				○				
仙台湾	H24/5/28	H24/6/6	72				○				
金華山～江の島沖	H24/5/30	H24/6/6	30			○					
岩沼市二の倉沖	H24/5/31	H24/6/8	120				●				
仙台湾	H24/6/1	H24/6/8	72				○				
気仙沼市唐桑御崎	H24/6/3	H24/6/8	不検出		○						
名取関上沖	H24/6/3	H24/6/13	100				○				
金華山沖	H24/6/4	H24/6/8	38				○				
東松島市浜市沖	H24/6/4	H24/6/8	68				○				
名取関上沖	H24/6/8	H24/6/15	87				○				
気仙沼市大島沖	H24/6/11	H24/6/15	54		○						
東松島市浜市沖	H24/6/11	H24/6/15	42				○				
名取関上沖	H24/6/11	H24/6/20	87				○				
南三陸町歌津沖	H24/6/14	H24/6/20	35			○					
気仙沼市唐桑沖	H24/6/14	H24/6/22	32		○						
気仙沼市大島沖	H24/6/15	H24/6/22	8.8		○						
気仙沼市波路上沖	H24/6/18	H24/6/22	21		○						
東松島市浜市沖	H24/6/18	H24/6/22	83				○				
仙台湾	H24/6/25	H24/6/29	45				○				
東松島市浜市沖	H24/6/28	H24/7/4	90				○				
南三陸町歌津沖	H24/6/29	H24/7/6	35		○						
東松島市浜市沖	H24/7/2	H24/7/6	46				○				
松島湾	H24/7/4	H24/7/11	5.4				○				
網地島沖	H24/7/6	H24/7/13	63				○				
東松島市浜市沖	H24/7/9	H24/7/13	95				○				



注:「不検出」のデータには2Bq/kgを代入して計算した



海 域

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| ① 宮城三陸北部海域 | ④ 仙台湾南部海域 | ⑦ 宮城県太平洋沖 |
| ② 宮城三陸中部海域 | ⑤ 金華山以北沖合海域 | |
| ③ 仙台湾北中部海域 | ⑥ 金華山以南沖合海域 | |

図4 宮城県海域における水産物放射性物質検査体制(海域区分)

※ ⑦の海域は、スズキ出荷制限の対象範囲外。